Family Tax Express
税理士法人ファミリィ
http://taxfamily.or.jp
令和２年７月６日
No.133

自筆証書遺言　～法務省の資料で明確になった点：遺言書の様式～　その１

令和２年７月10日から、自筆証書の遺言書は法務局で保管する制度が開始され、保管されている自筆証書の遺言書については検認手続きが不要となります。「法務局における自筆証書遺言書保管制度について」（令和２年６月18日：法務省民事局商事課）から、新たに明らかとなった事項を中心に自筆証書遺言の活用法を検証します。

遺言書の様式については、A4サイズとし、片面に記載し、すべての用紙にページ番号を記載するなど注意事項がHPで公表されました。

以下は，本制度で預かる遺言書の形式面での注意事項です。
遺言書保管所においては，遺言の内容についての審査はしません。

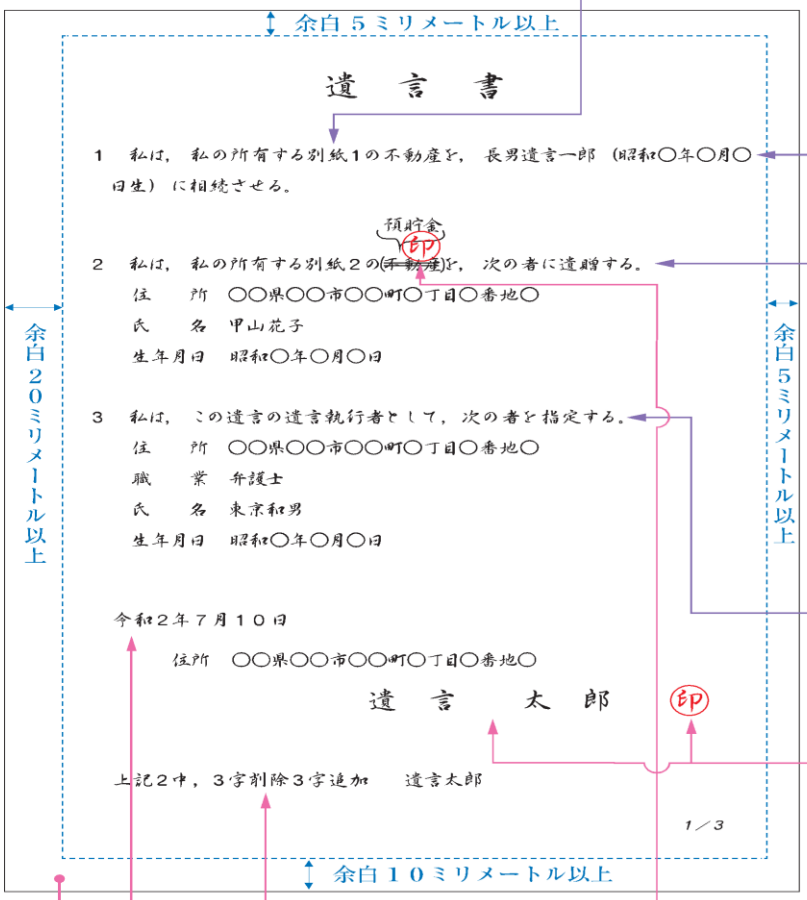

財産の特定のためには，遺言書に財産目録を添付いただいた方が確実です。

推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。
※推定相続人に対して，財産を「相続させる」旨の遺言をする場合は，遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません。
※推定相続人に対して，財産を「遺贈する」場合は，遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として，その氏名等を記載してください。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。
※推定相続人以外の者に対して，財産を「遺贈する」場合は，遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として，その氏名等を記載してください。

※遺言執行者については，遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】にその氏名等を記載してください。

署名＋押印が必要です。
押印は認印でも差し支えありませんが，スタンプ印は避けてください。

内容を変更する場合には，その場所が分かるようにして，変更した旨を付記して署名し，変更した場所に押印をする必要があります。
変更が煩雑になる場合や心配な場合には，書き直すことをお勧めします。

遺言書を作成した年月日を記載してください。「〇年〇月吉日」などの記載では保管することはできません。

用紙は，Ａ４サイズで，文字の判読を妨げるような地紋，彩色等のないものを使ってください。
財産目録以外は全て自書する必要があります。
長期間保存しますので，ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。
ページ数の記載や変更の記載を含めて，余白部分には何も記載しないでください。
裏面には何も記載しないでください。

なお、遺言者等の住所等の変更があった場合には、速やかに遺言書保管所（保管されている法務局以外の遺言書保管所に届出することができます。）にその旨を届け出なければならないとされています。

（文責：山本和義）